

1 年 保 存
機 密 性 2
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無制限
平成 27 年 12 月 21 日から 平成 28 年 12 月 20 日まで

基安労発 1221 第 1 号
基安化発 1221 第 1 号
平成 27 年 12 月 21 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
化学物質対策課長
(契印省略)

芳香族アミンの取扱い事業場に対する個別指導について

平成 27 年 12 月 18 日付け基安発 1218 第 2 号「芳香族アミンによる健康障害の防止対策について」のとおり、今般、国内の染料・顔料の中間体の製造事業場において複数名の労働者が膀胱がんを発症する事案が発生したことから、関係事業者団体に対し、予防的観点から健康障害の防止対策を講ずること等を要請したところです。

当該事業場では、オルトートルイジンのほか、オルトーアニシジン、2,4-キシリジン等の芳香族アミンを原料として使用しており、原因物質の特定には時間がかかる見通しですが、これまでの調査において、膀胱がんを発症した労働者がオルトートルイジンを取り扱う作業の従事歴があることが分かっていることから、膀胱がんとの関連があるとされているオルトートルイジンを中心に、全国の同種の事業場における健康障害の防止対策を徹底する必要があります。

つきましては、オルトートルイジンの取扱い事業場に対して、個別指導により、下記のとおり対応くださいますようお願いいたします。

なお、現在行っている原因等の調査結果を踏まえ、今後、対象事業場の追加等があり得ることを、あらかじめ御承知おきくださいますようお願いいたします。

記

- 1 有害物ばく露作業報告のあった事業場（平成 19 年）及び PRTR 制度による届出事業所（※）（平成 25 年届出分）（別添事業場リスト 1）その他局署で独

自に把握しているオルトートルイジンを現に取り扱っている事業場に対して、3、4、5及び6について対応すること。

※ PRTR 届出情報はトルイジンについてのものであり、オルトートルイジン以外のパラトルイジン及びメタートルイジンが含まれる場合がある。

2 PRTR 制度による届出事業所（平成 13 年～24 年届出分）（別添事業場リスト 2）その他局署で独自に把握しているオルトートルイジンを過去に取り扱ったことのある事業場に対して、3、5及び6について対応すること。

3 以下の事項の把握を行うこと。

(1) オルトートルイジンについて

(ア) 当該事業場におけるオルトートルイジンの取扱歴（取扱期間・量等）

(イ) オルトートルイジンのばく露のおそれがある作業（非常作業、過去行われていた作業等も含む）の具体的内容、ばく露防止対策

(ウ) 当該事業場でオルトートルイジンを取り扱っている又は取り扱ったことのある労働者についての一般健診等の問診において把握された血尿の有無及び尿検査（潜血）の結果（一般健診等において実施されていた場合）

(エ) 当該事業場でオルトートルイジンを取り扱っている又は取り扱ったことのある労働者についての特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）にある膀胱がんに関する健診項目の検査の実施結果又は実施予定

(オ) 当該事業場の労働者（退職者も含む）の膀胱がんの発症の有無（「有」の場合、発症者の（イ）の作業の従事歴）

(カ) オルトートルイジンの流通経路（聴取できた範囲で）

(2) 当該事業場における他の芳香族アミン（別紙の 2～5）に係る（1）（ア）～（カ）の状況

4 当該事業場において現在取り扱っているオルトートルイジンを含む芳香族アミン（別紙）（以下「オルトートルイジン等」という。）について、SDS の危険有害性情報を参照の上、業務の状況に応じ、下記事項を指導すること。

(1) 局所排気装置が設置されている場合には、制御風速等の性能が維持されていること及び定期自主検査の実施状況について確認すること。

(2) 防毒マスクの着用の徹底及びマスクの保管状況について確認すること。

(3) 保護手袋等の保護具の着用について指導すること。

(4) 緊急的なオルトートルイジン等のばく露防止対策について指導すること。

- (5) できるだけばく露のおそれが高くなるよう、作業方法の改善を図ること。
(6) オルトートルイジン等の取扱い作業に従事している又は従事したことのある労働者に対し一般健康診断の実施及び事後措置の徹底を図ること。

5 オルトートルイジンの取扱い作業に従事している又は従事したことのある労働者に対し、膀胱がんに関する健診をできる限り速やかに実施するとともに、実施結果を所轄の労働局又は労働基準監督署に可能な限り [] するよう指導すること。

6 オルトートルイジンの取扱い作業に従事したことのある退職者に対して、膀胱がんに関する健診をできる限り速やかに受検するよう勧奨するとともに、異常所見が見られた場合には当該事業場に報告するよう求め、その報告内容を所轄の労働局又は労働基準監督署に可能な限り [] するよう指導すること。

7 事業場への対応については、別添事業場リスト1の事業場に対しては可能な限り [] することとし、3で把握した事項並びに5及び6で報告を受けた事項は随時以下の担当者あて報告を行うこと。また、別添事業場リスト2の事業場及び局署で独自に把握しているオルトートルイジンを現に取り扱っている又は過去に取り扱ったことのある事業場については、 [] し、その結果を報告すること。なお、いずれも報告様式は追って指示する。

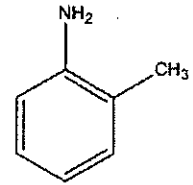
別添事業場リスト1の事業場に係る3(1)(オ)の把握結果については、 [] すること。なお、同事項の調査は電話や呼び出しでの聞き取りによることとして差し支えないこと。

担当：
労働基準局安全衛生部
化学物質対策課
中央労働衛生専門官 富賀見 英城
(電話) 03(5253)1111 (内線 5515)
(Eメール) []

本件事業場で取り扱われている発がんに関係する芳香族アミン

1. ^{オルト}オートルイジン (o-Toluidine)

- ・CAS番号 95-53-4
- ・外観 無色～黄色の液体 ・沸点 200℃
- ・用途 染料・顔料の中間体原料、エポキシ樹脂硬化剤原料
- ・安衛法上の位置付け SDS交付対象物質
- ・有害性情報



IARC (国際がん研究機関) グループ 1 (ヒトに対して発がん性がある)

※オートルイジンは膀胱がんを引き起こすと指摘されている。

日本産業衛生学会 発がん分類 2A (ヒトに対しておそらく発がん性がある)

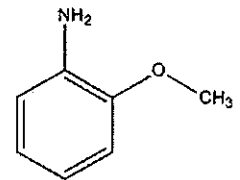
許容濃度 1ppm

ACGIH (米国産業衛生専門家会議) 発がん性区分 A3 (動物に対して発がん性がある)

TLV-TWA 2ppm

2. ^{オルト}オーアニシジン (o-Anisidine)

- ・CAS番号 90-04-0
- ・外観 赤色～黄色の液体 ・沸点 213℃
- ・用途 染料中間体
- ・安衛法上の位置付け SDS交付対象物質
- ・有害性情報



IARC (国際がん研究機関) グループ 2B (ヒトに対する発がん性が疑われる)

日本産業衛生学会 発がん分類 2B (ヒトに対する発がん性が疑われる)

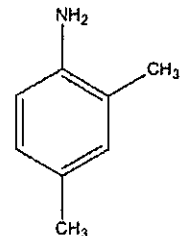
許容濃度 0.1ppm

ACGIH (米国産業衛生専門家会議) 発がん性区分 A3 (動物に対して発がん性がある)

TLV-TWA 0.5mg/m³

3. ^{にょん}2,4-キシリジン (2,4-Xylidine)

- ・CAS番号 95-68-1
- ・外観 澄明で淡黄色の液体 ・沸点 214℃
- ・用途 染料・顔料中間体
- ・安衛法上の位置づけ SDS交付対象物質
- ・有害性情報



IARC (国際がん研究機関) グループ 3 (分類できない)

ACGIH (米国産業衛生専門家会議) 発がん性区分 A3 (動物に対して発がん性がある)

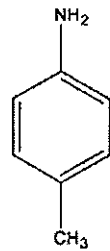
※Xylidine (異性体混合物) について

4. ^{パラ}p-トルイジン (p-Toluidine)

- ・CAS番号 106-49-0
- ・外観 無色の薄片 ・融点 44-45°C ・沸点 200°C
- ・用途 顔料中間体・農薬合成原料
- ・安衛法上の位置づけ SDS交付対象物質
- ・有害性情報

IARC (国際がん研究機関) 評価なし

ACGIH (米国産業衛生専門家会議) 発がん性区分 A3 (動物に対して発がん性がある)
TLV-TWA 2ppm

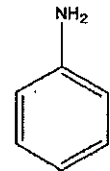


5. アニリン (Aniline)

- ・CAS番号 62-53-3
- ・外観 無色の液体 ・沸点 184°C
- ・用途 染料中間体合成原料、染料・ゴム製造用薬品・医薬・農薬合成原料
- ・安衛法上の位置づけ SDS交付対象物質
- ・有害性情報

IARC (国際がん研究機関) グループ3 (分類できない)

ACGIH (米国産業衛生専門家会議) 発がん性区分 A3 (動物に対して発がん性がある)
TLV-TWA 0.5ppm skin



※ SDS交付対象物質とは、労働安全衛生法第57条の2に基づき、当該化学物質を含有する製剤等を譲渡又は提供する際に、製剤等の名称、成分、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意等の情報を記載した文書(安全データシート(SDS))を交付することが義務付けられている物質をいう。当該物質を取り扱う事業者は、労働安全衛生法第28条の2に基づき、化学物質による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)等の実施に努めること、労働安全衛生規則に基づく一般的健康障害防止措置を講ずることが求められる。

① PRTR制度による届出事業所(平成25年届出分)

No.	事業所:事業者の名称	事業所:事業所の名称	事業所:所在地:郵便番号	事業所:所在地:都道府県	事業所:所在地:市区町村	事業所:所在地:町域名	常時使用される従業員の数	事業所において行われる事業が属する業種:うち主たるものの:業種名
1	大内新興化学工業株式会社	須賀川工場	9620806	福島県	須賀川市	下宿前111	220	化学工業
2	東栄化成株式会社	小野工場	9633314	福島県	田村郡小野町	大字塩庭字向永志田3-25	47	化学工業
3	三星化学工業株式会社	相馬工場	9792511	福島県	相馬市	蒲庭字孫目280番地	58	化学工業
4	株式会社浮間化学研究所	小名浜工場	9718183	福島県	いわき市	泉町下川字大剣1-134	37	化学工業
5	DIC株式会社	鹿島工場	3140103	茨城県	神栖市	東深芝18番地	265	化学工業
6	モーリン化学工業株式会社	モーリン化学工業株式会社	3740027	群馬県	館林市	富士見町11-38	52	化学工業
7	株式会社ADEKA	千葉工場	2990266	千葉県	袖ヶ浦市	北袖3番地の1	154	化学工業
8	日本化薬株式会社	東京工場	1230865	東京都	足立区	新田一丁目23番1号	106	化学工業
9	BASFジャパン株式会社	戸塚工場	2440815	神奈川県	横浜市戸塚区	下倉田町296番地	211	化学工業
10	株式会社三星化学研究所	福井工場	9130036	福井県	坂井市	三国町米納津49字浜割102-2	7	化学工業
11	ギヤノンファインテック株式会社	福井事業所	9103137	福井県	福井市	石橋町29字73-3	137	化学工業
12	三星化学工業株式会社	福井工場	9103131	福井県	福井市	白方町45-5-8	35	化学工業
13	福井山田化学工業株式会社	福井山田化学工業株式会社	9130036	福井県	坂井市	三国町米納津49字111-1	56	化学工業
14	株式会社高砂ケミカル	掛川工場	4371413	静岡県	掛川市	国安2746	56	化学工業
15	スギムラ化学工業株式会社	藤岡工場	4700451	愛知県	豊田市	藤岡飯野町大川ケ原1160-109	35	石油製品・石炭製品製造業
16	協同油脂株式会社	亀山工場	5190213	三重県	亀山市	田村町1778-31	159	石油製品・石炭製品製造業
17	オリエント化学工業株式会社	大阪事業所	5720813	大阪府	寝屋川市	護良東町8-1	198	化学工業
18	有本化学工業株式会社	有本化学工業株式会社	5810052	大阪府	八尾市	竹濑2丁目48番地	42	化学工業
19	ジャパンケミカルリサーチ株式会社	ジャパンケミカルリサーチ株式会社	7392208	広島県	東広島市	河内町入野1291-47	20	化学工業
20	日本化薬株式会社	厚狭工場	7570002	山口県	山陽小野田市	大字都2300番地	159	化学工業
21	東ソー株式会社	南陽事業所	7460006	山口県	周南市	關成町4560	1450	化学工業
22	住友化学株式会社	愛媛工場	7920001	愛媛県	新居浜市	惣開町5番1号	1418	化学工業
23	山一化学工業株式会社	那須工場	3240412	栃木県	大田原市	蛭田1-221	80	化学工業
24	東京色材工業株式会社	いわき工場	9718184	福島県	いわき市	泉町黒須野字江越246-20	9	化学工業
25	三井化学株式会社	鹿島工場	3140102	茨城県	神栖市	東和田20番地	181	化学工業
26	サンケミカル株式会社	サンケミカル株式会社	3400807	埼玉県	八潮市	大字新町29番地3	63	医薬品製造業
27	日本乳化剤株式会社	川崎工場	2100865	神奈川県	川崎市川崎区	千鳥町1-1	245	化学工業
28	AGC若狭化学株式会社	小浜工場	9170044	福井県	小浜市	飯盛24-26-1	52	化学工業
29	大東化学株式会社	浜岡工場	4371612	静岡県	御前崎市	池新田7950-2	25	化学工業
30	株式会社三星化学研究所	本社工場	6038006	京都府	京都市北区	上賀茂北ノ原町14	16	化学工業
31	三井化学株式会社	大牟田工場	8360817	福岡県	大牟田市	浅牟田町30番地	777	化学工業

② 有害物ばく露作業報告のあった事業場(平成19年)で①に含まれない事業場



③ PRTR制度による届出事業所(平成13年～24年届出分)で①、②に含まれない事業場

No.	事業所:事業者の名称	事業所:事業所の名称	事業所:所在地:郵便番号	事業所:所在地:都道府県	事業所:所在地:市区町村	事業所:所在地:町域名	常時使用される従業員の数	事業所において行われる事業が属する業種:うち主たるもの:業種名
1	イハラケミカル工業株式会社	静岡工場	4213306	静岡県	庵原郡富士川町	中之郷1800	296	化学工業
2	ユニマテック株式会社	ユニマテック株式会社	3191544	茨城県	北茨城市	磯原町上相田831-2	271	化学工業
3	旭化学工業株式会社	大阪工場	5320035	大阪府	大阪市淀川区	三津屋南3-12-17	22	化学工業
4	旭電化工業株式会社	千葉工場	2990266	千葉県	袖ヶ浦市	北袖3番地の1	142	化学工業
5	三井武田ケミカル株式会社	鹿島工場	3140102	茨城県	鹿島郡神栖町	大字東和田20番地	150	化学工業
6	三井武田ケミカル株式会社	三井武田ケミカル株式会社大牟田工場	8360817	福岡県	大牟田市	浅牟田町30番地	165	化学工業
7	新日本理化株式会社	徳島工場	7710144	徳島県	徳島市	川内町榎瀬1番地	76	化学工業
8	田岡化学工業株式会社	田岡化学工業株式会社淀川工場	5320006	大阪府	大阪市淀川区	西三国4丁目2番11号	262	化学工業
9	東日本旅客鉄道株式会社	新津車両製作所	9560032	新潟県	新潟市秋葉区	南町19番33号	578	鉄道車両・同部分品製造業
10	日本化薬株式会社	福山工場	7210956	広島県	福山市	箕沖町126番地	270	化学工業
11	富士化学工業株式会社	富士化学工業株式会社	2760046	千葉県	八千代市	大和田新田655-7	35	化学工業
12	和歌山精化工業株式会社	南陽工場	6410043	和歌山県	和歌山市	宇須四丁目四番一号	44	化学工業
13	カミヨ千々木株式会社	カミヨ千々木株式会社	7150021	岡山県	井原市	上出部町59-5	24	化学工業
14	ニテジュン化学株式会社	本社	9492302	新潟県	上越市	中郷区藤沢字西林1241番地5	33	化学工業
15	山田化学工業株式会社	本社	6018105	京都府	京都市南区	上鳥羽上調子町1番地1	89	化学工業
16	大東化学株式会社	平塚工場	2540022	神奈川県	平塚市	須賀2700番地	176	化学工業
17	明成化学工業株式会社	本社工場	6150815	京都府	京都市右京区	西京極中沢町1番地	161	化学工業
18	和光純薬工業株式会社	愛知工場	4410153	愛知県	豊橋市	新西浜町2番2	72	化学工業
19	癸巳化成株式会社	横浜工場	2360004	神奈川県	横浜市金沢区	福浦1-10-8	29	化学工業